



防犯ふくおか

●発行編集●

福岡県防犯協会連合会
 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県警察本部内
 電話 092 633 3221
 ホームページ <http://www.fukuboren.com/>
 昭和32年8月5日 第3種郵便物認可
 毎月1回1日発行 定価一部5円
 印刷 白木メディア株式会社

夏休み！少年を非行と犯罪から守ろう



7月は夏休みが始まり、子どもたちが開放的な気分から非行に走り、犯罪被害に遭ったりする機会が増えます。内閣府ではこの7月を、「青少年の非行問題に取り組み全国強調月間」と定め、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体などと連携して総合的な非行防止活動を展開することとしています。

7月には「青少年の非行問題に取り組み全国強調月間」です

福岡県では、次代を担う心豊かな青少年育成のための「青少年アンビシャス運動」と併せ、「新ストップ非行県民運動事業」を展開しています。少年問題は、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域社会が、子どもたちに深い関心と愛情を持ち、地域の子どもは、地域で守り育てる」という意識を共有して取り組むことが大切です。

少年非行の実態

福岡県 平成20年中

刑法犯少年

県内の少年非行の状況は、地域、学校、行政、警察など関係者の地道な努力で、ここ数年大きく改善されてきました。

万引きや乗り物盗など少年犯罪の大半を占める窃盗などの刑法犯で昨年検挙・補導された少年は7085人（前年比14%減）で5年連続減少し、過去最悪であった平成15年に比較すると約半数近くまで減少しました。少年人口の減少や、全国的な少年非行防止への取り組み強化で、少年非行は全国的に減少傾向にあります。福岡県はその中でも減少の仕方が大きいと言えます。

しかしながら、この7085件は、大阪、東京、神奈川に次いで全国第4位、少年人口に占める割合は、6年連続して全国ワースト1位で、まだまだ改善の余地が残されています。

(1)成人との比較

全国刑法犯に占める少年の割合は

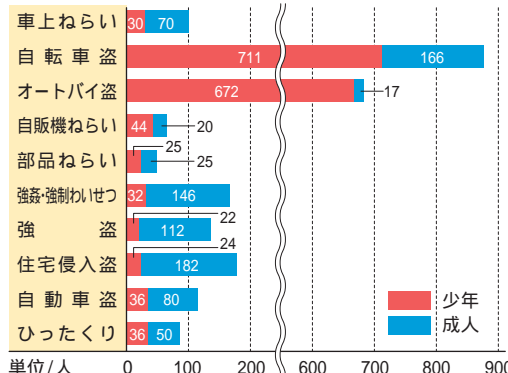
- ・成人 12378人(64%)
- ・少年 7085人(36%)

ですが、人口比較では少年は成人の5、



5倍に上ります。その内、乗り物盗、住宅侵入盗、性犯罪など警察が重点に定める十罪種で検挙・補導された少年の割合は、成人を含む総検挙数の66パーセントを占めています。

「街頭犯罪等10罪種の検挙補導状況」

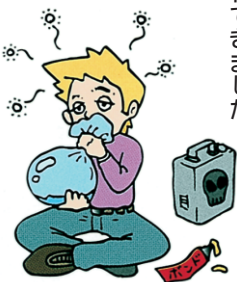


薬物事犯

昨年シンナーや覚せい剤などの薬物乱用で検挙、補導された少年は

- ・シンナー 163人
- ・覚せい剤 23人
- ・大麻 11人

でした。過去最悪であった平成15年と比較すると5分の1近くまで減少し改善されてきました。





少年の犯罪被害

福岡県
平成20年中

(1)少年の福祉を害する犯罪

少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）とは、少年に対し

- ・ 性的ないたずらをする
 - ・ 売春を強要する
 - ・ シンナーや覚せい剤を密売する
 - ・ ホステスとして働かせる
- など少年の健全育成を妨げ、少年が被害者になる犯罪のことを言います。昨年、福祉犯で205人が検挙され、187人の少年が保護されました。保護された少年の82%が女子で、性的な被害を受けていました。



大人には、少年の自尊感情を育て少年を有害な環境に触れさせない努力をする責任があります。

(2)児童虐待

児童虐待には、身体的、性的、心理的な虐待や養育拒否などがあり、保護者などから受ける行為であるため、子どもにとっては逃げ場のない悲惨で重大な結果となることが多い犯罪です。本年4月に発生した大阪市西淀川区の小学4年生の女児が親などから虐待を受け死亡した事件は記憶に新しいことです。この事件は学校でも近所でも

その兆候に気付きながら見過ごされるといふ痛ましい結果になりましたが、全国で発生する虐待事件の8割以上が事件として取り扱われるまで、どこからも関係先に通報がなかったと言われています。本県では昨年9件の児童虐待事件があり、10人が検挙されています。

「児童虐待防止法」では、虐待されているという確信がなくても「虐待を受けたと思われる疑い」があれば、市町村や児童相談所に通告するよう住民に義務づけています。

通告した方のプライバシーは守られます
あなたの「通告」が子どもたちの命を救います

児童虐待の通報は
市町村又は児童相談所へ
緊急の場合には
最寄りの警察署又は110番へ

(3)少年の家出

昨年、家出をして発見保護された少年は857人（前年比13%減）でした。家出中に何らかの犯罪を犯した少年は家出少年全体の16パーセントに上り、家出が非行を誘発する原因になっていることがうかがえます。また女子の家出の場合、性被害など福祉犯の被害に遭うケースが多く見られます。

少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターは県内の5箇所に設置され、少年警察の専門職員である少年指導育成官が中心となって、関係機関やボランティア団体などと連携して街頭補導活動、少年相談活動、広報啓発活動など幅広い活動を行っています。

(1)少年相談活動

電話や面接等により、非行・交友・学校問題など少年に関する相談を受け、関係機関と連携して必要な措置を講ずるなど問題の解決に向けて取り組んでいます。

(2)立直り支援活動

非行に走ったり、非行に傾きかけた少年、いじめなどの被害を受けた少年およびその保護者に対して、少年育成指導官が少年警察ボランティアや関係機関と連携し、立直り支援活動を行います。

(3)街頭補導活動

街頭での喫煙、飲酒、怠学などの不良行為に対して声かけ指導を行っています。

(4)広報啓発活動

少年の健全育成のため、薬物乱用防止などの非行防止教室や講演活動、街頭キャンペーン活動を行っています。

- 福岡少年サポートセンター
☎092(841)7830
福岡市内を担当
- 中央少年サポートセンター
☎092(588)7830
福岡市を除く福岡地区を担当
- 北九州少年サポートセンター
☎093(881)7830
北九州地区を担当
- 飯塚少年サポートセンター
☎0948(21)3751
筑豊地区を担当
- 久留米少年サポートセンター
☎0942(30)7867
筑後地区を担当

福岡県警察少年課発行『少年のみちびき
平成20年の少年非行実態』から引用

平成21年度

福岡県薬物乱用防止啓発 ポスター募集

主催
福岡県・福岡県薬物乱用対策推進本部

応募規定

(1)資格
県内居住者、県内の学校・企業等に通学・通勤している者

(2)課題

- ・ 薬物乱用の未然防止を訴えるもの
- ・ 社会環境から薬物乱用の撲滅を訴えるもの
- ・ 薬物乱用の恐ろしさや乱用による弊害を訴えるもの

(3)応募方法

- ・ 応募点数は1人1点、未発表のもの
- ・ 用紙の規格は四つ切又はB3判（いずれの場合も約38cm×54cmのもの）、紙質は画用紙又はケント紙に類するものとし、色彩は自由とする。（コンピュータグラフィックスで作成し、プリントした作品を含む。）
- ・ 作品の裏面に住所、氏名、年齢、電話番号を明記すること。また学生については、学

(4)募集期間

平成21年8月10日（月）から9月7日（月）まで（当日消印有効）

(5)応募先

最寄りの保健所又は保健福祉環境事務所

(6)入選作品

- ・ 薬物乱用対策推進本部長賞1点、優秀賞2点、審査員特別賞5点、入選50点
- ・ 入選者には賞状、副賞を贈呈

(7)入選発表

11月下旬頃、入選者に通知

(8)入選作品の取り扱い

・ 入選作品の著作権は主催者に帰属
・ 作品の返還はしません。

(9)問い合わせ先

・ 最寄りの保健所又は保健福祉環境事務所
・ 福岡県保健医療介護部薬務課
☎092(651)1111 内線3117
〒812-8577
福岡市博多区東公園7番7号